

広島県告示第八百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定によつて、次の森林を保安林予定森林にした。

平成二十年十月九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林予定森林の所在場所

呉市倉橋町字草卸一八八九の二、一一九〇、甲一一九二の二、甲一一九八の四、丙一一九八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字草卸一八八九の二・一一九〇・甲一一九二の二・甲一一九八の四・丙一一九八（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産局農林整備部森林保全課及び呉市役所に備え置いて縦覧に供する。）